

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年4月10日
発注機関	兵庫森林管理署
事業名	マンガ谷国有林森林整備事業（間伐）
公告日	令和6年3月19日
開札日時	令和6年5月16日 10時00分
質問の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業中に林道・公道等が損傷した場合の修繕は誰が行うのか。 2. 当該事業に係るシステム販売の協定期間は単年度か3ヵ年か。 3. 土場予定地の変更は可能か。 4. 当該事業において、沢部を通して作業道を作設する場合、署から材料を借りることはできるか。 5. 事業期間3ヵ年のうち、過年度に完了した区域内の林道や作業道が降雨等により損傷した場合、修繕の義務はあるか。 6. 請負契約締結後、賃金が急激に上がった場合、変更契約で増額してもらえるか。 7. 下請申請は3ヵ年分を一括での申請となるか。年度ごとでの申請になるか。 8. 各年毎に元請けが過半数の事業を実行する必要があるのか、全体で過半数の事業を実行すれば良いのか。1年目数量に対して下請が全量、2～3年目数量に対して元請受けが全量事業実行することが可能か。 9. 年度ごとの部分完了検査後、請負者としては1事業としての事業実績となるか。
質問の回答	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請負者の責によるものは、請負者の負担により修繕して頂くが、自然災害等請負者の責によらないものは、変更契約等により事業として対応します。 2. 協定期間は3ヵ年となります。 3. 土場予定地の変更は可能です。ただし、保安林に指定されているため、土場予定地以外に土場を設置する場合は、形質変更の手続きが必要になることから、使用する土場の位置を変更する場合は、監督員へ連絡願います。 4. 貸与することはできません。 5. 過年度の完了区域内の作業道については、修繕の義務はありませんが、事業が完了した後は水切り等を設置してください。ただし、自然災害等により林地保全上の問題が発生した場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じていただく場合があります。なお、この場合は双方協議により変更契約等で対応します。 6. 公共工事設計労務単価の改定を踏まえ、賃金等に急激な変動があった場合、1～2年目においては、特例措置（インフレスライド協議）により変更協定を締結し、最終年度（3年目）に変更契約を締結することで対応します。 7. 契約締結までに3ヵ年分を一括で申請していただくこととなります。 8. 契約約款6条において、一括下請負は禁止されているが、面積割合による基準はないことから、質問にあるような実行は可能です。ただし、契約約款第6条及び標準仕様書第20条に記載のとおり、請負者（元請者）が直接雇用する現場代理人を常駐させることと、請負者（元請者）が、事業実行につき総合的に企画、指導を調整することが必須となります。 9. 当該事業については、3ヵ年で1事業としての扱いとなります。